

『平岩レポート』を読む

手島 繁一（東京都／法政大学講師・協同総研常任理事）

基本研究会の新しいテーマ

協同総研の基本研究会はこれまで「新しい協同組合—その特質と発展方向」をテーマに、主として具体的な事例を取り上げて研究会を積み重ねてきたが、94年10月からは「協同からの産業・労働政策」を新しいテーマとして、再編することになった。これは、これまでの新しい協同組合の発掘・追跡とその研究という趣旨を発展的に活かしながら、新しい協同組合の内部的性格の分析にとどまらず、それを主体とした新しい社会・経済システムを構想すべきではないか、との問題意識が議論の中から自覚されてきたからである。

こうした問題意識の深まりにとって大きな役割を果たしたのは、これまで5回にわたって行われてきた全国縦断雇用シンポジウムであった。雇用シンポでは多様な論点が提起されたが、ここで特に強調したいのは、①製造業・非製造業・農業を問わずあらゆる産業分野でいわゆる空洞化と合理化が予想以上に急速に進み、②それに伴って地域経済の陥没と地域社会の荒廃が深刻になっていること、他方、③農業における新しい組織化や消費者との提携が活力を生み出していること、④生産・サービスの部門においては新しい働き方や経営を実践する事業体が社会的な共感を広げつつあること、⑤医療や福祉の現場では新自由主義的な政策による困難に直面しつつも高齢者、障害者自身による仕事おこしが進みつつあること、また地域における自主的な福祉活動が点から面への展開を見せつつあること、⑥生協組合員の活動から出発したワーカーズコープが至るところで活動し、先進的な経験では生協から地域へ活動の領域を広げていること、などなど具体的な例を挙げるだけの紙幅がないのが悔やまれるが、オルタナティブな協同の運動と組織が爆発的ともいえるほどの広

がりと高まりを見せていることが実感された。

これらの運動と組織が必ずしも協同組合という組織形態を自覚的に選択している訳ではないが、産業、地域、労働の変革を志向しているという共通点は指摘することができる。基本研究会は、こうした協同運動の広がりや、協同の側からの政策立案という形でサポートすることを目的にしている。

さて研究会で取り上げる小テーマとして今のところ考えられているのは、

- ①政府・財界の戦略
- ②産業と労働の未来予測
- ③「国際化」の光と影
- ④協同の金融システム
- ⑤戦後開発政策の総括
- ⑥経済民主主義と内発的発展の方向、働くもの側からの労働力政策
- ⑦非営利セクター・協同組合の役割と仕事おこしの社会的支援システム

研究会は2年後に「最終報告」をまとめることを目標に、月1回のペースで行い、95年2月に予定されている雇用シンポジウム第6弾（東京）までに「中間報告」を発表する予定である。

したがって、研究会はこれまでの基本研究会とはその性格をやや異にしており、学習会型研究会ではなく、プロジェクト型研究会という性格のものになる。研究会に責任をもつ委員は、黒川俊雄（座長）、杉本時哉、飯島信吾、菅野正純の各氏と筆者（事務局担当）である。このほかに日本労働者協同組合連合会からも委員がでることになっている。

報告作成を目的とするプロジェクト型研究会とはいえ、これまでどおり門戸は開かれており、会員の参加は自由であるので、積極的な参加と発言をお願いするものである。

『平岩レポート』とは

平岩レポートは、1993年9月16日、細川首相の要請により発足した経済改革研究会（座長・平岩外四経団連会長、平岩研究会）が述べ13回の会議を重ねてまとめたものである。この間、11月8日には中間報告「規制緩和について」を発表し、12月16日には最終報告「経済改革について」を首相に提出した。俗に『平岩レポート』といわれるのはこの二つの報告を指している。

平岩レポートこそ、政府と財界の現段階における21世紀戦略を集大成したものであることは、衆目の一致して見るところである。それゆえ、研究会の最初のテーマに取り上げたのである。

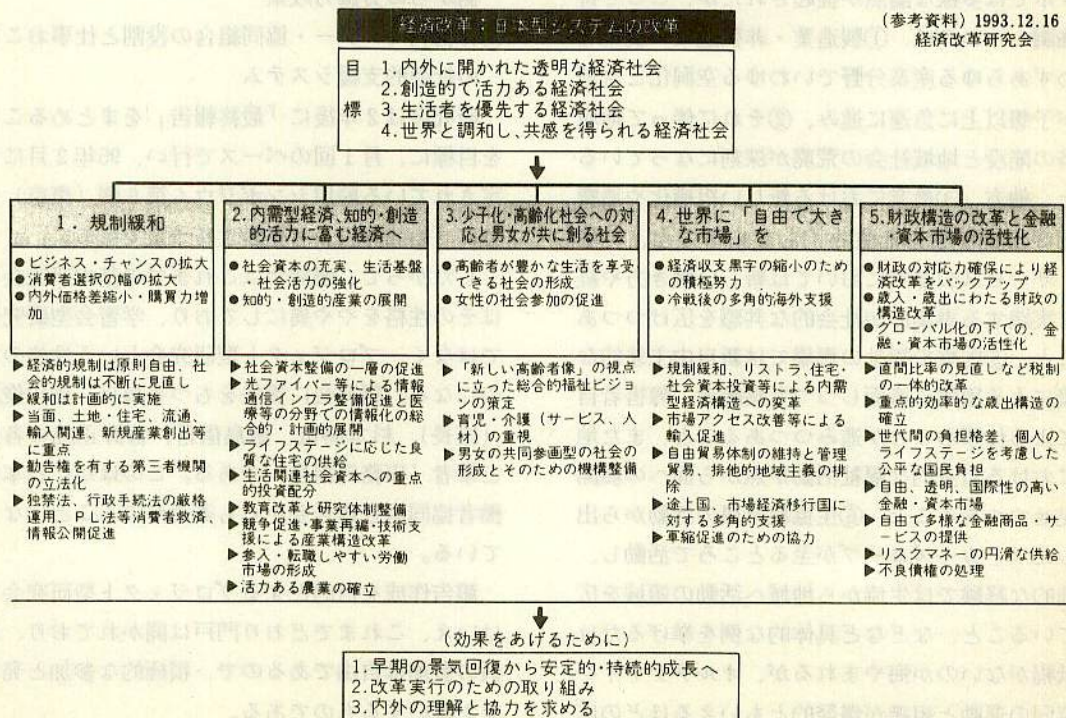
平岩レポートの内容分析に入る前に、平岩レポートに至る政府・財界の戦略構想の流れを見ておきたい。

プレ・平岩レポートの段階で重要な文献は、1985年9月のG5諸国の「プラザ合意」に基づいて発表された「前川リポート」および「新前川リ

ポート」であった。このレポートの内容を詳細に分析する余裕は今はないが、ここでは①日本市場の開放・自由化・国際化、②日本経済の内需優先型への転換、③日本企業の対外直接投資の増大がポイントであった。

他方、経団連は90年5月、「社会とともに歩む企業像確立へのわれわれの決意」（「経団連決議」）を発表したが、それは「経済民主主義」という理念を掲げて、一方で政府の規制緩和を求め、他方で企業が消費者・生活者をより重視して国民生活の向上の実現に努力することを唱えた。注目されるのは、経団連が「経済民主主義」という概念を積極的に取り上げたことであり、90年12月に登場する平岩経団連は国の内外からの大企業体制への批判の強まりを前に「『企業の論理』を主張してきた伝統的な経団連像からの脱却」（『日本経済新聞』92年3月28日付）を時代的使命として自覚するのである。なおこの決議の中では、通商政策の基本は、「多国間協力」を「先決」させるとともに、「日米間の協力態勢を確固たるものにする」こと

(参考資料) 1993.12.16
経済改革研究会



におかれている。また、産業政策の基本は、「公正な自由競争経済の実現を期し」、「行政改革・規制緩和を徹底」することにおかれている。これはそのまま、産業構造審議会の90年7月答申「通商産業政策のあり方（90年代通産政策ビジョン）」の基調となっている。

さて、「前川レポート」に始まる政府・財界の戦略構想の検討は、92年宮沢政権のもとでの「生活大国5カ年計画—地球社会との共存をめざして」に集約され、政策目標となった。「企業中心型社会」から「個人生活優先社会」へ、「生活者・消費者の重視」へ、がそのメインスローガンであった。

こうした文脈の中に平岩レポートをおいてみると、それは高度成長から安定成長への軌道修正に成功した日本の社会経済システムが、「国際化」、「情報化」、「高齢化」の波を迎えて、更なる修正モデルを構築する戦略であると言える。

『平岩レポート』の全体像と特徴

『平岩レポート』の全体像は、同レポートに付されている左図がよくそれを示している。

ここではその特徴点だけを触れる。

①主要なターゲットは「公的規制の緩和による競争原理の導入」におかれている。

②その実効性を保証するための方策まで踏み込んでいるのは近年の各種答申の中では特徴的である。例えば、撤廃すべき500の法律を明示していること、規制緩和の推進体制の提示、5年間という期間の設定、第三者機関による監視体制創設の提案などである。とはいえ、政官財の強固なトライアングル・システムの抵抗を排することができるかどうかは予断を許さない。

③規制緩和の原則は、「経済的規制は原則撤廃、社会的規制は自己責任を原則に」とされている。

経済的規制とは「自然独占等への対応」を主目的とするもので、「公益事業規制等における参入・退出、価格、投資等の規制」などの政府活動を指す。社会的規制とは「外部性・非価値財への対応」を主目的とするもので、「公害防止、環境保護、

健康・安全確保、麻薬取締、火薬取締」などの政府活動を指している（植草益『公的規制の経済学』）。

④福祉と教育を特に明示して「規制緩和の聖域を設けない」と主張している点は、中曽根政権以来の新保守主義路線の貫徹への強い決意を示すものとして注意が必要だろう。

⑤雇用の問題では、平岩レポートに基づいて日経連が行った試算が注目される。それによると、「製造業と非製造業・農業との間の大きな生産性格差」を是正していくと「2千万人の余剰雇用が生じる」とのショッキングな報告がされている（「内外価格差解消への提言」93年）。わが国の雇用労働者は約6千万人であるから、その三分之一が失業の危機にさらされるというのだ。

⑥さてこうした雇用機会の喪失に対して平岩レポートが用意する受け皿が抽象的であることが問題である。「社会的資本の整備」、「光ファイバー等による情報通信インフラ整備促進と医療などの分野での情報化の総合的・計画的展開」などでは、到底「労働の未来」は見えてこない。

新しい産業政策を求めて

こうした平岩レポートに集大成されている産業、地域、労働の21世紀戦略に対抗して、「協同の側からの産業・労働政策」を練り上げることはいよいよその必要性を高めている。その基調はこのほど成功裏に終わった名古屋協同集会のメインスローガン「人と地域に役立つ、新しい働き方と協同の仕事おこし」が象徴的に表現しているのではなからうか。

具体的な議論は今後基本研究会などで行うこととして、最近発表された岸本重陳氏の提言は示唆深い（「日本経済の転換をどう実現するか」『生活協同組合研究』1994年12月号）。

氏によれば、鉄鋼、自動車、家電、一般機械の「四天王」産業を主導力とする産業構造は「基本的に逆立ちしている」。「四天王産業が一部を残して海外にいつてしまうのは仕方がない」として、（P20へつづく）